



## 〔春の全国交通安全運動のご協力のお願い〕

4月6日（月）～15日（水）までの10日間、『春の全国交通安全運動』が実施されます。玉川町会では二子玉川駅西口に推進本部を設け、交通安全の呼びかけをします。ご協力よろしくお願い致します。

| 担当   | 当番日      | 午前の部 10時～12時 | 午後の部 1時～3時 |
|------|----------|--------------|------------|
| 3丁目  | 4月 6日（月） |              | 11日（土）     |
| 4丁目  | 4月 7日（火） |              | 12日（日）     |
| 交通浄化 | 4月 8日（水） |              | 13日（月）     |
| 1丁目  | 4月 9日（木） |              | 14日（火）     |
| 2丁目  | 4月10日（金） |              | 15日（水）     |

## 〔二子玉川クリーンタウン作戦についてのお知らせ〕

二子玉川地区交通環境浄化推進協議会 会長 松本順一

4月のクリーンタウン作戦は次の通り行います。ご参加ご協力をお願いいたします。

日 時 4月10日（金） 午前9時30分～10時30分

集合場所 二子玉川駅西口前（246号線側）

\*雨天でも、駅前にてポイ捨て禁止のティッシュ配り等のPR活動を行っています。

\*集合時には通行のご迷惑にならないようご注意ください。

## 〔防犯パトロール実施のお知らせ〕

4月の防犯パトロールを下記の通り実施します。尚、状況により中止させていただく事もありますが、ご理解・ご協力をお願い致します。

日 時 4月5日（日）・15日（水）・25日（土） 午後8時～

集合場所 1・2丁目 玉川町会会館 3・4丁目 二子玉川商店会館前

## 〔会議のお知らせ〕

- ・定例丁目会長会 4月 17日（金） 玉川町会会館 19:00～
- ・理事会 4月 24日（金） 玉川町会会館 19:00～

議題（両会議共通）

1. 通常総会について(事業報告・会計報告・監査報告)
2. その他

各会議のご出席メンバーについては、別紙をご参照ください



玉川町会ホームページ

行政その他各種団体からのお知らせは  
ホームページに掲載しております

## 回覧

# 定例丁目会長会

日時 4月17日(金) 19:00~  
場所 玉川町会会館

### 【ご出席メンバー】

|       |                |          |               |      |
|-------|----------------|----------|---------------|------|
| 会長    | 副会長            | 各丁目会長    | 各丁目副会長        | 企画   |
| 総務    | 会計             | 事務局長     | 監事            | 組織部長 |
| 防犯部長  | 防火防災部長         | 交通部長     | 青少年対策部長       | 青年部長 |
| 女性部長  | 玉川消防団<br>第7分団長 | 日赤フレンズ部長 | スポーツ少年団<br>代表 |      |
| 鶴寿会会長 | 郷土史会会長         |          |               |      |

# 理事会

日時 4月24日(金) 19:00~  
場所 玉川町会会館

### 【ご出席メンバー】

|       |                |          |               |         |
|-------|----------------|----------|---------------|---------|
| 会長    | 副会長            | 各丁目会長    | 各丁目副会長        | 企画      |
| 総務    | 会計             | 事務局長     | 監事            | 組織部長    |
| 防犯部長  | 防火防災部長         | 交通部長     | 青少年対策部長       | 青年部長    |
| 女性部長  | 玉川消防団<br>第7分団長 | 日赤フレンズ部長 | スポーツ少年団<br>代表 |         |
| 鶴寿会会長 | 郷土史会会長         |          |               |         |
| 相談役 ※ | 特別理事 ※         | 各部丁目役員 ※ | 各丁目理事 ※       | 各丁目班長 ※ |

※印の方は理事会のみのご出席メンバーです。

せたがや

# 消費生活センターだより

- p.2~3 | 消費生活相談について紹介します
- p.4 | 消費生活センターに多く寄せられている相談を紹介します
- p.5 | 専門の相談機関  
返済しきれない借金(多重債務)で悩んでいる方へ  
-ひとりで悩まず、まずはご相談を-
- p.6 | 自動通話録音機 無料貸出中!  
出前講座のご案内



## 世田谷区消費生活センター 相談窓口のご案内

### 消費生活相談事例FAQ

世田谷区公式HP →  →  →



### 相談専用電話

☎ 03-3410-6522

### 高齢者(65歳以上)専用電話

☎ 03-5486-6501

相談日時 ※祝・休日、年末年始を除く

まずはお電話でご相談ください。

月曜～金曜(電話・来所) 午前9時～午後4時30分  
土曜(電話のみ) 午前9時～午後3時30分

日曜・祝日は消費者ホットライン

☎188 午前10時～午後4時(国民生活センター) ※年末年始を除く



世田谷区消費生活センター  
(三軒茶屋分行舎3階)  
世田谷区太子堂2-16-7

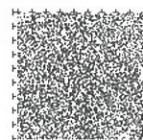


世田谷線「三軒茶屋駅」徒歩3分  
田園都市線「三軒茶屋駅」北口A徒歩1分  
バス すべて「三軒茶屋」バス停↓下車

回覧

ホームページでの情報提供 <https://www.city.setagaya.lg.jp/>

世田谷区公式HP →  →  →  →



# 消費生活相談について紹介します

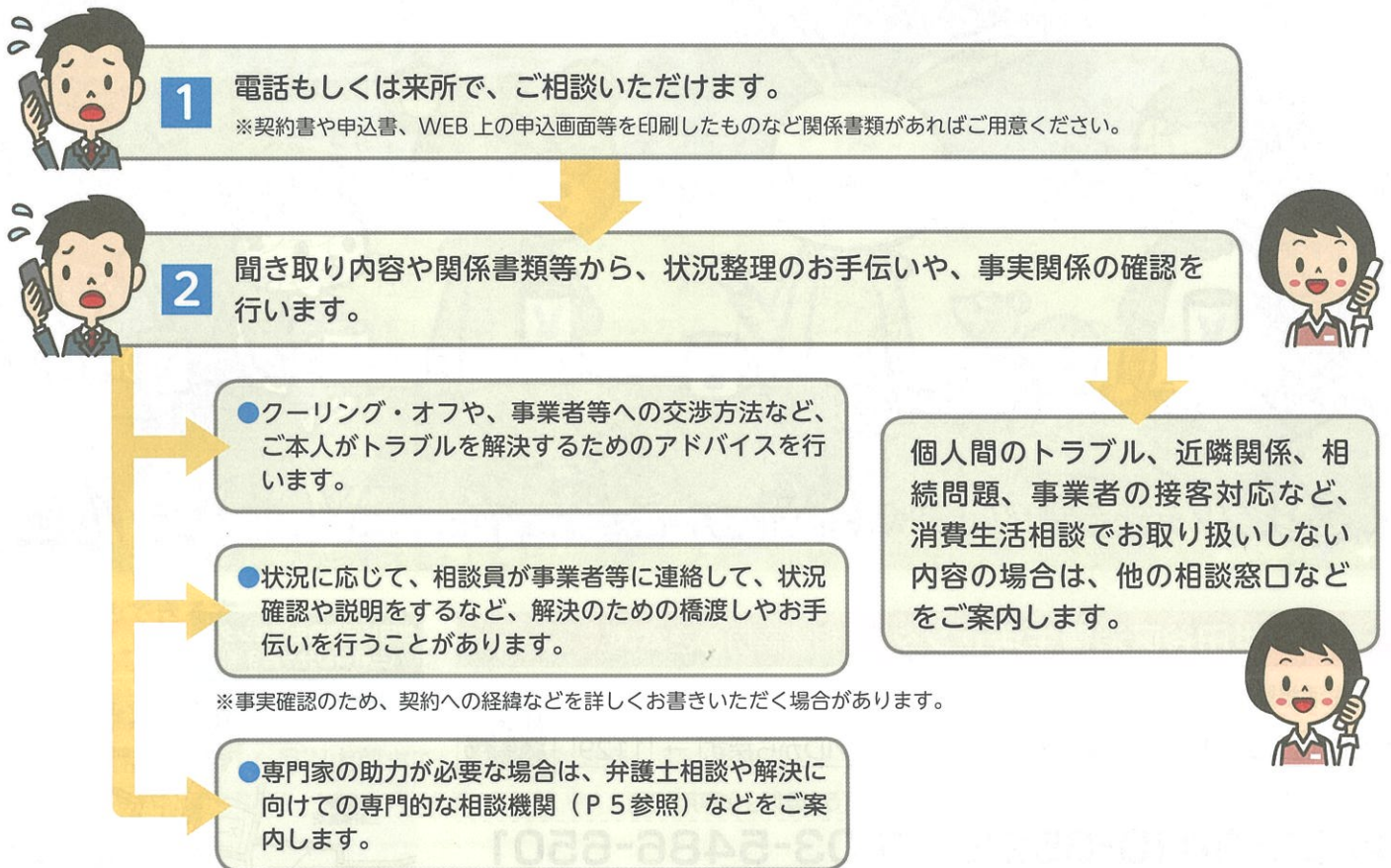


## 消費生活相談を受けるには

- 世田谷区に在住・在勤・在学の方がご相談できます。  
原則本人からの相談ですが、本人が相談できない場合は、ご家族や見守りの方からのご相談も受けています。 ※事業者の方からのご相談は、事業者向け経営相談窓口（P5 参照）などをご案内しています。
- 相談時間 月曜～金曜（電話または来所） 午前9時～午後4時30分  
土曜（電話相談のみで来所相談はありません） 午前9時～午後3時30分
- 相談専用電話 **03-3410-6522**
- 高齢者（65歳以上）専用電話 **03-5486-6501**

祝・休日、  
年末年始を  
除く

## 消費生活相談の流れ



「トラブルが起きてから」だけではなく、「契約をする前に確認をしたい」「なんだかおかしい気がする」など、事前の相談もお受けします。  
トラブルを未然に防ぐためにも、お気軽にご相談ください！

ご相談前の注意事項は区 HP を必ずご覧ください。



## クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、特定の取引について、契約後一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。なお、通信販売や自分から店に出向いて購入する場合は、原則として適用されません。

### クーリング・オフができる期間（特定商取引法関係）

| 取引内容  | 期間   |
|---|------|
| 訪問販売（キャッチセールス・点検商法など）                                       | 8日間  |
| 訪問購入（和服や貴金属等の訪問買い取りなど）                                      | 8日間  |
| 電話勧誘販売  | 8日間  |
| 特定継続的役務提供（エステ・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービス・美容医療）※一定の条件あり | 8日間  |
| 連鎖販売取引（マルチ商法など）   | 20日間 |
| 業務提供誘引販売取引（内職商法・モニター商法など）                                   | 20日間 |

- ◆クーリング・オフ期間は、原則として、法定の契約書面を受け取った日を1日目として数えます。
- ◆政令で指定された消耗品や3千円未満の現金取引など、条件によってはクーリング・オフできないものがあります。
- ◆上記以外にも、クーリング・オフが適用される取引があります。
- ◆期間を過ぎても販売方法に一定の問題がある場合は「消費者契約法」などにより契約を取消しできることもあります。
- ◆通信販売は、不良品でない場合、返品や交換は原則として通信販売業者が表示した特約に従うこととなります。ただし、返品についての特約の表示がない場合には、商品の引渡しを受けた日から数えて8日以内であれば返品が可能です。（送料は購入者負担）
- ◆すでに支払った代金は返金されます。
- ◆違約金や損害賠償は請求されません。
- ◆商品返却費用は販売会社負担です。
- ◆工事などサービスの提供が開始あるいは完了していてもクーリング・オフできます。

### クーリング・オフ通知の作成例

**契約解除通知**

契約年月日 ○年○月○日  
 商品名  
 契約金額（支払額） 円  
 販売会社 担当者  
 信販会社（信販契約のある時）

上記の契約は解除します。

○年○月○日  
 住所  
 氏名

### はがき等書面によるクーリング・オフの手続きについて

- ①契約を解除する旨を書面で通知します。
- ②必ず全ての記載内容をコピーし自分の控えとします。
- ③郵便を出した証拠を残すため、郵便局の窓口で「特定記録郵便」または「簡易書留」の方法で出します。  
※通知を発信した日がクーリング・オフの期間内であれば有効です。
- ④信販（クレジット）契約をしている場合は、信販（クレジット）会社にも同時に通知します。

### クーリング・オフ通知の宛名の作成例

会社の住所  
 会社名  
 代表者 様

特定記録郵便  
 または  
 簡易書留

### 電磁的記録（電子メール・FAX・事業者が設けるクーリング・オフ専用ページなど）によるクーリング・オフについて

電磁的記録によるクーリング・オフを行うことも可能です。

電磁的記録によるクーリング・オフを行う場合はまず契約書面を確認し、電磁的記録によるクーリング・オフの通知先や具体的な通知方法が記載されている場合には、それを参照して通知します。

通知後は送信したメールや、ウェブサイト上のクーリング・オフ専用フォーム等の画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

## 「悪質事業者通報サイト」をご利用ください

WEB サイトから、悪質事業者に関する情報を通報できます。情報をお寄せください。

東京くらしWEB 悪質事業者通報サイト

検索



【ご注意】通報は、都内在住・在勤・在学の方が対象です。おおむね2年以内の事案についてお知らせください。

# 消費生活センターに多く寄せられている相談を紹介します

## ケース1 レスキュートラブル



広告には「鍵の開錠 3000 円から」って書いてあったのに 10 万円以上請求されちゃった…

広告で安価な料金が表示されていても、その値段で作業できるとは限りません。業者が来訪した際にも、作業前に見積書をもらい、必ず作業内容や代金の根拠、契約書の文面等を確認し、納得できない場合はきっぱりと断りましょう。



相談の多い商品・サービス 鍵、害虫の駆除、トイレのつまり、水漏れ、排水管清掃、エアコンの修理など

## ケース2 点検商法



無料と言われて点検してもらったけど高額な工事契約を結ぶことになっちゃった…



このような事例は「点検商法」と呼ばれます。すぐに契約せず、本当に必要なのか、冷静に考えましょう。点検を依頼したい場合には、すでに契約したことのある業者や製品のメーカー・販売会社等、信頼できる業者に自分から連絡して、相見積りを取りましょう。



相談の多い商品・サービス 分電盤、給湯器、屋根工事、下水道、床下工事、シロアリ駆除、浄水器、消火器、布団など

## ケース3 定期購入



お試し商品を買っただけとってたのに高額な定期購入を申し込んだことになっちゃった…

通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。商品の注文前に、あらかじめ定期購入にチェックが入っているなど、定期購入が契約の条件となっていないか、よく確認しましょう。また簡単に解約ができるかという点も必ず確認しましょう。



相談の多い商品・サービス 化粧品、染毛剤、育毛剤、健康食品、ダイエット食品、サプリメントなど

## ケース4 儲け話トラブル



「簡単な作業で高収入」って広告から借金までして高額な契約をしたけど、借金だけが残っちゃった…



簡単に稼げるようなうまい話はありません。業者に解約や返金を求めても連絡が取れなくなり、トラブルの解決が困難になる恐れがあります。

高額な支払いを求めてくる話は警戒し、安易に契約や借金をしないようにしましょう。



## 専門の相談機関

| 相談内容                      | 相談・問い合わせ機関                           | 電話番号                                 | 受付日時                         |
|---------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|
| 金融に関する相談                  | NPO法人 証券・金融商品<br>あっせん相談センター (FINMAC) | 0120-645-005                         | 月～金※ 9:00～17:00              |
|                           | 金融庁<br>「金融サービス利用者相談室」                | 0570-016-811<br>IP電話<br>03-5251-6811 | 月～金※ 10:00～17:00             |
| 賃貸住宅トラブルに関する相談            | 東京都「賃貸ホットライン」                        | 03-5320-4958                         | 月～金※ 9:00～17:30              |
| 住宅リフォーム・建築工事に関する相談        | (公財)住宅リフォーム・紛争処理<br>支援センター「住まいるダイヤル」 | 03-3556-5147                         | 月～金※ 10:00～17:00             |
| 電気通信に関する相談                | 総務省<br>電気通信消費者相談センター                 | 03-5253-5900                         | 月～金※ 9:30～12:00 13:00～17:00  |
| 通信販売のトラブルに関する相談           | (公社)日本通信販売協会<br>「消費者相談室」(JADMA)      | 03-5651-1122                         | 月～金※ 10:00～12:00 13:00～16:00 |
| 農林水産業に関する相談               | 農林水産省「消費者の部屋」                        | 03-3591-6529                         | 月～金※ 10:00～17:00             |
| インターネット等パソコンを利用した犯罪に関する相談 | 警視庁 サイバー犯罪対策課                        | 03-5805-1731                         | 月～金※ 8:30～17:15              |
| 生活安全に関する相談                | 警視庁 総合相談センター                         | #9110<br>03-3501-0110                | 24時間対応                       |
| 成年後見制度に関する相談              | 世田谷区社会福祉協議会<br>成年後見センター              | 03-6411-3950                         | 月～金※ 8:30～17:00              |
| 事業者向け経営相談窓口               | (公財)東京都中小企業振興公社                      | 03-3251-7881                         | 月～金※ 9:00～11:30 13:00～16:30  |

★年末年始の受付日時は各窓口にお問い合わせください。

※ 祝日を除く

## 返済しきれない借金(多重債務)で悩んでいる方へ — ひとりで悩まず、まずはご相談を —

### クレジット・サラ金無料相談先

弁護士等による債務整理を行い解決を目指します。

| 弁護士会法律相談センター   | 日本司法支援センター〔法テラス〕                                      |
|--|---|
| クレジット・サラ金専門無料相談(予約制、面談30分)<br>新宿総合法律相談センター 03-6205-9531<br>蒲田法律相談センター 03-5714-0081 | サポートダイヤル(オペレーターが対応) 0570-078-374<br>IP電話 03-6745-5600 |
| クレサラ無料電話相談 0570-071-316<br>(弁護士が10分程度の簡単な相談に応じます)                                  | 公益財団法人 日本クレジットカウンセリング協会<br>多重債務ほっとライン 0570-031-640    |

### 区の相談窓口

専門家の支援を受けるにあたっての情報提供を行っています。

| 消費生活相談        | 消費生活センター | 03-3410-6522 |                          |        |              |
|---------------|----------|--------------|--------------------------|--------|--------------|
| 各総合支所<br>区民相談 | 世田谷      | 03-5432-2016 | 各総合支所<br>生活相談<br>(生活保護等) | 世田谷    | 03-5432-2846 |
|               | 北沢       | 03-5478-8001 |                          | 北沢     | 03-6804-7386 |
|               | 玉川       | 03-3702-4864 |                          | 玉川     | 03-3702-1734 |
|               | 砧        | 03-3482-3139 |                          | 砧      | 03-3482-1390 |
|               | 烏山       | 03-3326-6304 |                          | 烏山     | 03-3326-6112 |
| 納付相談(住民税)     | 納税課      | 03-5432-2208 | 納付相談(国保料)                | 保険料収納課 | 03-5432-2343 |

※多重債務等に悩んでいる、こころの不調を感じている、お酒やギャンブルなどがやめられないで困っている方などを対象に、各総合支所健康づくり課にて「こころの健康相談」、「依存症相談」を行っています。

### 自立相談支援

経済的な問題とあわせて、就労や家計など生活上の様々な困難に直面している方の相談窓口です。

|   |              |                 |        |
|---|--------------|-----------------|--------|
| ぷらっとホーム世田谷                                  | 03-5431-5355 | 月～金※ 9:00～17:00 |        |
| 東京都生活再生相談窓口<br>※生活再生のための方法を一緒に検討し、提案をしています。 | 03-5227-7266 | 月～金※ 9:30～18:00 |        |
| 日本貸金業協会                                     | 0570-051-051 | 月～金※ 9:00～17:00 | ※祝日を除く |

# 特殊詐欺被害を防ごう！ 自動通話録音機 無料貸出中！

電話を使った詐欺を撃退するため、相手側に対して警告メッセージを流して通話を録音する自動通話録音機を無料で貸し出ししています。ぜひご利用ください。

**対象** 区内在住、おおむね65歳以上の方

**問合せ** 地域生活安全課 電話 03-5432-2267

まちづくりセンターと電子でもお手続きできます！  
詳しくは区HPをご覧ください



**Check!**



**犯人** と会話しないためにも！

- 電話はいつも留守電の設定にしておく
- 自動通話録音機を取り付ける

## 出前講座のご案内

消費生活センターでは、暮らしの中の「学びたい」や「知りたい」のお手伝いをしています！

区民講師（ボランティア）が、町会・自治会や学校、自主グループの学習会などに出向いて、消費生活に関する情報をわかりやすくお届けする講座です。（講座時間：30～120分）

契約の基礎や消費者トラブルにあわないための方法、健康でいきいき暮らすための食生活、食品ロスを減らす工夫やエシカル消費についてなど、さまざまなテーマの講座をご用意しています。

クイズや朗読劇、実演なども交えて、楽しみながら消費生活の知識を学べます。ご依頼をお待ちしています！



### テーマ例

【あなたを狙う悪質商法】【楽しく学ぼう食事バランス】【私たちのくらしはこのままでいいの？～エシカル消費について、日頃の買い物から考える～】など ※講座内容によって、材料費等の実費を負担していただく場合があります。

### 申込みできる方

学習会など（受講者10名以上）を実施する区内各種団体の方 ※会場はご用意ください。

### 申込み方法等

実施希望日の1ヶ月以上前までに、消費生活課に電話またはFAXでお申込みください。

※チラシ等で参加者を集める（または会員にお便りを出す）場合は、実施希望日に関わらずチラシ配布等の1ヶ月以上前までにお申込みください。

お申込みの際は、

①お申込み者名（連絡先）②希望日時 ③会場 ④希望する内容 ⑤受講者数(10名以上)等をお知らせください。

お申込みから、実施決定まで10日ほどかかります。（都合によりご希望に沿えない場合もあります。）

実施決定後にお申込者・区民講師・消費生活課職員で事前打ち合わせを行います。

発行：世田谷区経済産業部消費生活課 年4回(3月・6月・9月・12月)発行

聴覚等が不自由な方は、ファクシミリでお問い合わせください。

〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 区役所三軒茶屋分庁舎3階

電話 03-3410-6523・6521 ファクシミリ 03-3411-6845

『消費生活センターだより』は、区役所、総合支所、出張所、まちづくりセンター、図書館、区民センター、地区会館等で配布しています。

消費生活センターの各事業は、区のホームページからご覧いただけます。

# 専門家に相談できる『合同相談会』

弁護士・税理士・司法書士・行政書士・土地家屋調査士・社会保険労務士が、損害賠償等の法律問題、相続税の計算方法、土地の登記や相続関係の手続き、遺言書や契約書等の作成方法、土地境界の問題、労働条件や社会保険などの相談に応じます。



〈日 時〉 令和8年(2026年)5月16日(土)午後1時30分～4時15分

相談時間:①1時30分～ ②2時05分～ ③2時40分～ ④3時15分～ ⑤3時50分～

〈会 場〉 三茶しゃれなあとホール

(世田谷区三軒茶屋1-41-10三茶昭和ビル4階から6階)※裏面の地図をご覧ください

〈内 容〉 専門家が個別相談に応じます。相談時間は1人25分までで、相談料は無料です。

〈予約開始日〉 4月16日(木)

〈予約受付〉 せたがやコール

受付時間：午前8時～午後9時

電話:03-5432-3333

FAX:03-5432-3100

予約制

先着順

※予約時に、相談したい専門家の種別と相談の主旨をお知らせください。

※相談予約は1つの専門家に限ります。

(相談後の空き状況により、他の専門家にも相談ができます。)

## ●相談する専門家が分からない場合●

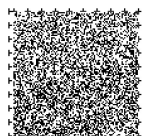
予約前に「世田谷総合支所区民相談室(03-5432-2016)」へご相談ください。

(月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時まで受付)

〈問い合わせ先〉

世田谷総合支所地域振興課計画調整・相談(電話:03-5432-2818)

|   |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|--|
| 回 |  |  |  |  |  |  |  |
| 覧 |  |  |  |  |  |  |  |



## ◎相談会へ参加される方へ

- ・ 筆記用具を忘れずにお持ちください。
- ・ 相談者は原則1名(付き添いが必要な場合は、最大2名まで)とさせていただきます。
- ・ 各専門家は問題解決に向けた助言は行いますが、書類等の作成そのものや記載内容の点検、相手方との交渉や仲介、あっせん等を行いません。

## 〈会場アクセス〉三茶しゃれなあとホール

### 【電車】

- ・ 東急世田谷線「三軒茶屋駅」下車徒歩5分
  - ・ 東急田園都市線「三軒茶屋駅」下車徒歩3分
- ※東急田園都市線「三軒茶屋駅」からの最寄り出口は南口Aです。

### 【バス】

- ・ 「三軒茶屋」下車徒歩5分  
(渋05・11・22・21・23・24・26・82・黒06・下61)



【主催】世田谷区(世田谷総合支所地域振興課計画調整・相談)

【共催】(公財)世田谷区産業振興公社

## ◎ 区民相談室のご案内

- ・ 各総合支所区民相談室では、区民相談員が、相続や不動産、金銭貸借等、日常生活の中で起こるさまざまな困り事や悩みの相談に応じます。また、平日の午後に弁護士相談を行っています。
- ・ 世田谷総合支所区民相談室では、司法書士、税理士、行政書士による相談も行っています。(各月1回)
- ・ 詳しくは区のホームページをご覧ください。各区民相談室へお問い合わせください。

### 【各総合支所区民相談室連絡先】

| 世田谷総合支所      | 北沢総合支所       | 玉川総合支所       | 砧総合支所        | 烏山総合支所       |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 03-5432-2016 | 03-5478-8001 | 03-3702-4864 | 03-3482-3139 | 03-3326-6304 |

特別防犯  
支援官

くろみ はるか  
黒見 明香

(乃木坂46)

# 特殊詐欺被害防止

疑え！  
すべての電話を

# イベント

令和8年4月17日(金)  
午後3時00分～4時00分

玉川総合支所 (せせらぎホール)  
(等々力駅前)

- 駒澤大学応援指導部演技  
(応援団、チアリーディング、吹奏楽)
- 黒見明香特別防犯支援官  
による特殊詐欺防止講話

お問い合わせ

玉川警察署生活安全課 防犯係

03-3705-0110 (内2162)

主催 玉川警察署・玉川防犯協会・世田谷区役所

# オウム真理教対策 第52回 抗議デモ・学習会

## 5月9日(土)

◆抗議デモ 午後1:30 集合  
烏山区民センター前広場

◆学習会 午後2:30 開会  
烏山区民センターホール

手話通訳あり

入場無料

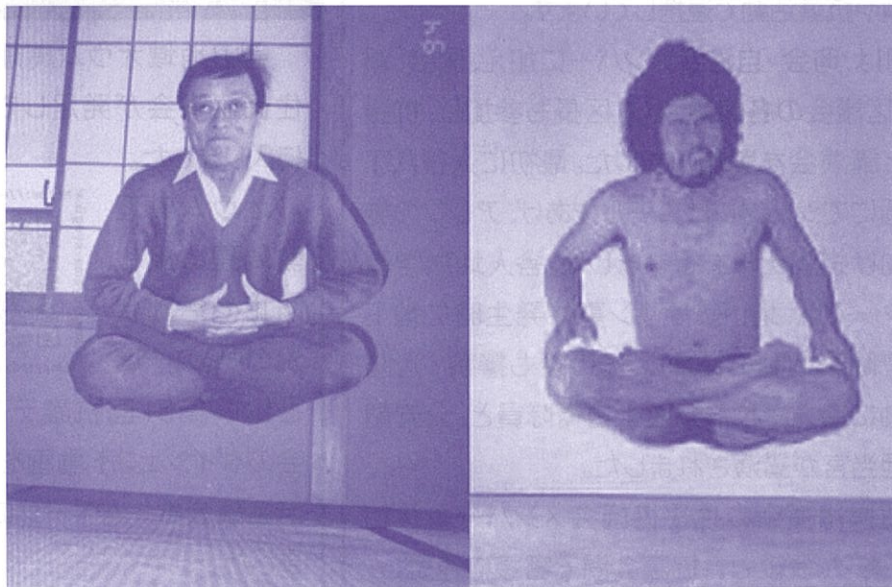
オウム  
対策  
住民  
協議  
会  
ニ  
ュ  
ス

烏山地域  
オウム真理教対策  
住民協議会

## ◎講演「グルイズム、 グルの出現について」

### 講師：弁護士 滝本 太郎 氏

オウム真理教では、知られていない幾つもの分派現象がありました。その説明と、これからの心配される現象、そして教祖の遺骨のことをお話します。



滝本太郎弁護士  
1994.1.7 自宅にて

麻原彰晃  
1986 週刊誌「プレイボーイ」より

〔略歴〕

1989年11月、友人の坂本弁護士一家拉致事件を契機にオウム真理教被害対策弁護団に入る。情報収集、山梨県上九一色村住民の代理人等をしてきたが、1993年7月から脱会カウンセリング（話し合い活動）を始める。それら活動と話し合いのための『空中浮揚』（=左写真）が教祖に睨まれたからか、1994年5月運転する直前の自動車外部にサリンをかけられる。1995年6月、脱会者の集まり「カナリヤの会」を組織し、その窓口を担当。

【グル】 靈的指導者を意味するが、オウム真理教では松本智津夫（麻原彰晃）死刑囚を指す。

主催：烏山地域オウム真理教対策住民協議会

後援：世田谷区

# 募金への御礼

1995年に発生した地下鉄サリン事件から、今年の3月で31年を迎えました。私たち烏山地域オウム真理教対策住民協議会では事件の教訓を風化させることなく、地域の安全確保と住民同士の連携強化に取り組んでまいりました。こうした活動に対し、今年度も各町会、自治会の皆さまより多くの温かい募金をお寄せいただき、心より御礼申し上げます。また、各地域のイベントにおいて会場の一角に募金ブースを設けることを快くご承諾いただいた各団体の皆さまに、深く感謝申し上げます。

今後も地域の安全や安心に繋がる啓発活動を続けてまいります。引き続きご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*  
 \* 今年度も募金にご協力いただきまして、 \*  
 \* ありがとうございます \*  
 \* 烏山地域町会自治会連合会、松原地区町会・自治会連合 \*  
 \* 会、上北沢地区町会自治会連合会、上祖師谷地区町会自 \*  
 \* 治会連合会、烏山地区町会・自治会連合会、上祖師谷自治 \*  
 \* 会、祖師谷橋自治会、成城通りパークウエスト自治会、粕谷 \*  
 \* 会、粕谷2丁目アパート自治会、給田町会、烏山上町会、烏山 \*  
 \* 中町会、烏山下町会、千駄山町会、児ヶ谷会、北烏山2丁目 \*  
 \* アパート自治会、給田南住宅自治会、親和会、烏山北住宅自 \*  
 \* 治会、個人4名(令和8年2月26日現在) \*  
 \*\*\*\*\*

# 大学新生に勧誘への注意喚起!

例年、住民協議会では世田谷区と共同作成したオウム真理教からの勧誘への注意喚起のためのリーフレットを区内大学に配付しています。今年度も大学の意向を確認して5大学にリーフレットを送付し、15校にはリーフレットをデータにて提供しています。

昨年度は、闇バイト事件が相次いで発生したことから、世田谷区が作成した注意喚起チラシも合わせて提供しました。今年度は「若年層が犯罪に巻き込まれないための啓発チラシ」をリーフレットと合わせて大学に送り新生に配付しています。

大学新生は、大学のサークル活動などの勧誘が行われるため、オウム真理教から派生したアレフ、ひかりの輪、山田らの集団だけでなく様々なカルト教団や危険な団体などに狙われや

すく注意が必要です。リーフレットでは、オウムが起こした事件の経過やカルト教団の勧誘の手口、欺されやすい人の特徴などを伝えて、カルト教団に引き込まれないよう呼びかけています。協議会のホームページにも掲載しておりますので、

ぜひご覧ください。

**あなたは大丈夫?**

これは欺されやすい人の特徴です。誰でも被害者になり得ます!

- 集団アンダーとどき、なかなか寝れない
- 勧誘や洗脳でも無理してしよう方だ
- だんなに失敗しても文が来るが好き
- 古いオウムのチャームが好き
- 群の中に悪い人はいないと思う
- 誰ともしやらない自分ばかり
- 誰だに寄りやすい
- 素直な質問からの返答に不満がない
- 騙されてる人を責めてあげたい
- だんな相手の関係でも最後まで聞く
- 騙されやうに誘われる
- 自然たっふりに誘われるを信じてしまう
- 自分の前より事件や事故が起ることはないと思う
- 自分は騙されない、という自信がある
- 好奇心が強く、新しいものに挑戦することが好き
- アラビアで読み書きが出来る
- 懐かしいものは多量に買ってしまう
- 親戚の相手でも人見知りしない
- 一人暮らしをしている
- 両親が遠くないとよく思われる

**オウム真理教が起した凶悪事件を知っていますか?**

既知の事件として自らも参加した団体では、かつて、8人の若い人から、オウム真理教の信者になった人から洗脳を何回も、**松本サリン事件、地下鉄サリン事件**を取り除くための洗脳を何回も受けてきました。

1995年、世田谷区は洗脳された、洗脳された人から2018年、洗脳された人から、

オウム真理教は「アレフ(アレフ)」「ひかりの輪」「山田らの集団」に発展しましたが、洗脳の本質は変わりません。オウムの「ひかりの輪」は洗脳の本質を本質として洗脳しています。そのため、世田谷区と地域住民(オウム真理教対策住民協議会)は、休むことなく生活を取り戻すための活動を行っています。

名前を変えてもオウムはオウム!!

公安調査庁作成「オウム真理教問題に関する啓発動画」

オウム真理教が起した松本サリン事件・地下鉄サリン事件や、現在のオウム真理教の活動状況などについて、分かりやすく説明されています。

# 足立区の抗議デモ・講演会に参加

令和8年2月28日、足立入谷地域オウム真理教(アレフ)対策住民協議会の抗議デモと講演会が実施され、当協議会からも2名が参加しました。

足立区にはオウム真理教の後継団体の一つで



あるアレフの拠点が三カ所あり、当協議会とは情報交換や抗議活動で連携しています。

当日は、町会・自治会メンバーに加え、国会、都議会、区議会の各議員、足立区長も参加し、抗議デモと講演会を実施しました。最初に入谷八丁目公園にてシュプレヒコールをあげ、アレフの施設に向け抗議デモを行いました。舎人地域学習センターでは、地下鉄サリン事件発生時に地下鉄駅で除染活動に従事し、その後も警察・消防の活動に協力された元陸上自衛隊員と、公安調査庁担当官が講演されました。

滋賀県甲賀市の住民協議会メンバーも参加されており、今後も各協議会間で密接に連携し、粘り強く抗議活動を展開していきます。

# 動画を公開しました!

烏山地域オウム真理教対策住民協議会が発足して26年目に入りました。

オウム真理教問題の風化防止や活動状況のPRの一環として、第51回抗議デモ・学習会のダイジェスト動画を作成し、当協議会ホームページに掲載しました。

是非ご覧ください。



https://www.karasuyama-kyogikai.jp/110&i-deo.html https://www.karasuyama-kyogikai.jp/110&i-deo.html

協議会ホームページアドレス <https://www.karasuyama-kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。